

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年十月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月三十日奈良県指令郡土第八一―二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十月五日郡土第五七八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡斑鳩町東福寺一丁目六一番一及び六一番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目一二番二号

松馬利男